

相模原市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成20年12月25日に実施した教育局生涯学習部の所管する事務・事業に係る各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成21年1月29日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 佐 藤 賢 司

同 落 合 芳 平

1 教育委員会から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成21年1月22日

(2) 教育委員会が講じた措置の内容（全文）

ア 相模大野図書館の現金出納事務において、不適切な事例が見られた件につきましては、次のとおり改善を行いました。

(ア) 職員全員に対し、「現金出納員事務の手引き」等をもとに、現金の適正な取り扱いに係る徹底と再確認を行うとともに、金庫内で保管する①図書等複写費用、②図書等弁償金、③現金拾得物について、それぞれの保管専用ケースに保管し、用途がわかるよう内容物を表示するなど、保管方法の改善を図りました。

(イ) 利用に供されていなかったつり銭準備金1万円分につきましては、平成20年12月11日付で会計管理者に返納し、不明金50円分についても、現金拾得物として、同日に最寄の交番へ届け出いたしました。

今後とも、現金出納事務に当たっては、日々金庫内における現金の保管状況を明らかにし、現金残高の確認を行うとともに、コピー機内のつり銭準備金については、毎日始業時に複数の職員で確認をするだけでなく、日頃から常に利用状況を把握しながら、厳正に管理をまいります。

イ 城山教育課の学校プール開放監視業務委託（城山地域自治区）において、不適切な事例が見られた件につきましては、次のとおり改善を行いました。

(ア) 当該業務委託契約の締結時点で契約期間が終了し、業務の完了している契約書の写しを徴し、契約実績が当該契約と同種・同規模であること及び契約保証金免除に相当するものであることを確認いたしました。また、契約書及び仕様書において規定されている業務報告書を徴し確認いたしました。

(イ) 財務契約事務を担当する職員全員に対し、適正な財務契約事務の執行の徹底を指示しました。

(ウ) 相模原市契約規則等を再確認し、契約を交わす際には、必要な

確認事項及び資料の十分な点検確認を行うとともに、提出書類の確認と検査検収を確実にを行うため、財務取扱職員、事業担当者の複数職員でチェックする等管理・点検体制を強化し改善いたしました。

今後につきましては、財務契約事務の執行に当たっては、各職員が十分注意を払うとともに、財務取扱職員、決裁権者による検収、確認を徹底することにより適正に事務を執行いたします。

(参考)

教育局生涯学習部の所管する事務・事業に係る各課・機関の定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を教育委員会に提出した日

平成20年12月25日

2 監査の結果（抜粋）

(1) 相模大野図書館の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、現金出納事務において、次のような不適切な事例が見られた。

ア 平成20年11月7日の調査時点における現金保管総額

24,890円が、利用者からの図書等複写費用及び会計課から交付されたつり銭準備金の合計額24,840円を50円上回り、当該50円が不明金となっている。

また、事務室内の金庫には、つり銭準備金や図書等複写費用、図書等の弁償金などを保管することとしているが、当該つり銭準備金については、日々の現在高確認が行われていない。

イ 会計課から交付されているつり銭準備金2万円のうち1万円は、コピー機に備付けの入金機用のつり銭として使用し管理されているが、残りの1万円については、事務室の金庫で別途管理し、つり銭準備金としての利用を全く行っていない。しかしながら、つり銭準備金としての必要額を検証することなく、毎年、同一額の2万円を会計課へ申請し、受領している。

これらのことは、金庫内等における適切な現金管理がなされていない

いことを示しており、極めて不適切な対応である。

現金出納事務に当たっては、日々金庫内における現金の保管状況を明らかにし、不明金が生じることのないよう現金残高の確認を行うとともに、相模原市会計規則(平成4年相模原市規則第10号)第24条に規定するつり銭準備金の交付について再確認を行い、現金出納事務における管理点検体制の見直しを図り、適正な現金管理が行われるよう改善されたい。

- (2) 城山教育課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、平成20年度学校プール開放監視業務委託(城山地域自治区)において、契約保証金免除の確認のために、業者から契約書の写しを徴しているが、当該契約書は契約期間が終了しておらず、また、契約金額も塗りつぶされた実績確認のできないものであった。さらに、契約書及び仕様書において、業務終了後に業務報告書を提出するよう規定されているにもかかわらず、提出されていない不適切な事例が見られた。

これらのことは、契約を交わすに際しての必要な確認事項及び資料についての点検確認並びに検査検収が十分に行われていないことを示している。

契約事務の執行に当たっては、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)等を再確認するとともに、契約事務における管理・点検体制を見直し、適正な事務の執行に努められたい。